

焼津市産業立地促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、産業立地促進事業を行う企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業立地促進事業 民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）が、市内において工場等を設置する事業をいう。

(2) 工場等 次に掲げる施設をいう。

ア 産業に関する分類（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E—製造業の用に供する施設又は日本標準産業分類に掲げる小分類011—耕種農業に分類される施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設

イ 日本標準産業分類に掲げる中分類44—道路貨物運送業若しくは日本標準産業分類に掲げる中分類47—倉庫業若しくは日本標準産業分類に掲げる小分類484—こん包業又はアに規定する製造業若しくは日本標準産業分類に掲げる大分類I—卸売業、小売業の用に供する施設であって静岡県知事が別に定めるものを除く施設（流通加工等（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。）を行うものに限る。以下これらを「物流施設」という。）

ウ その他市長が地域産業の振興及び就業の場の確保に資すると認める施設

(3) 研究所 日本標準産業分類に掲げる小分類711—自然科学研究所、日本標準産業分類に掲げる小分類391—ソフトウェア業の用に供する施設又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設をいう。

(4) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する設置をいう。

ア 当該事業に係る用地の取得、賃貸借等（以下「用地の取得等」という。）を行い、かつ、その用地の取得等が平成24年4月1日以後に行われたものであること。

イ 企業等が工場等の建物を新築又は増築し、機械設備を購入し、当該企業等又はその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくは関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）が造成済の用地にあっては用地の取得等後3年以内、未造成の用地にあっては用地の取得等後5年以内に業務

- を開始すること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。
- ウ 用地の取得等に係る用地の面積が、1,000平方メートル以上であること（研究所を除く。）。
- エ 工場等の新築又は増築に係る投資額（用地の取得等及び造成に係るものは除く。）が5,000万円以上であること。
- オ 当該事業に係る事業所の県内に住所を有する従業員数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受ける被保険者及びパートタイマーの合計人数とする。ただし、パートタイマーは2分の1換算とする。以下同じ。）が、業務を開始する時に10人以上であること（研究所を除く。）。
- カ 既に県内に事業所がある企業等（市内において工場等を有していなかった企業等で、市内に工場等を新築するものを除く。）については、当該企業等の県内における全従業員の増加人数が、業務を開始する時に1人以上であること。
- キ 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を有すること。
- ク 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する部分の床面積が、200平方メートル以上であること。
- ケ 研究所については、研究員の人数が、業務を開始する時に5人以上であること。
- (5) 研究員 当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項又は第2項の博士の学位を有する者
- イ 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位を有する者であって、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が1年以上のもの
- ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者であって、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が3年以上のもの
- エ 学校教育法第108条第3項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第125条第1項に規定する専修学校の専門課程を修了した者であって、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が5年以上のもの
- オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者であって、当該研究所において行われる開発又は研究と同種の開発又は研究の業務に従事した経験年数が7年以上のもの
- (6) ふじのくにフロンティア推進区域 ふじのくにフロンティア推進区域指定要綱（平成26年4月1日付け政地第196号静岡県企画広報部長通知）第4条の規定に基づき市が静岡県知事の指定を受けた大井川焼津藤枝S I Cを活かした産業拠点推進区域をいう。
- (7) 成長分野業種 別表第2の左欄に掲げる業種をいう。
- (補助の対象)

第3条 補助の対象は、産業立地促進事業に要する経費のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 用地の取得に要する経費
- (2) 設置された工場等において就業する新規雇用に要する経費
(補助率等)

第4条 補助率等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 次号に規定する企業等以外の企業等 別表第3のとおり
- (2) この要綱に基づく補助金の交付又は県内の他の地方公共団体から同種の補助金（静岡県の地域産業立地事業費補助金を財源としているものに限る。以下この条において同じ。）の交付を受けた企業等 別表第4のとおり

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付又は県内の他の地方公共団体から同種の補助金の交付を受けた企業等が、地域経済の活性化に資するものと市長が認める工場等の新設又は増設を行う場合にあっては、別表第3の規定を適用するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 焼津市産業立地促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 企業等概要調書（第2号様式）
- (3) 工場等の設置に係る事業計画書（第3号様式）
- (4) 収支予算書（第4号様式）
- (5) 補助対象従業員名簿（第5号様式）
- (6) 設備の設置状況（第6号様式）（第2条第2号イに規定する施設に限る。）
- (7) 研究員名簿（第7号様式）（第2条第2号ウに規定する施設に限る。）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 法人登記簿（現在事項全部証明書）
- (10) 用地の取得等に係る土地売買等契約書の写し及び支払いの確認できる書類の写し
- (11) 事業所台帳異動状況照会の写し
- (12) 事業所別被保険者台帳照会又は被保険者証の写し
- (13) 位置図（取得用地及び工場等の設置場所が分かるもの。）
- (14) 新設又は改修する工場等の図面（配置図、見取図、立面図等）
- (15) 建物の新設又は改修に係る工事請負契約書の写し
- (16) 新設又は改修する工場等へ導入する設備の内容及び金額が確認できる書類
- (17) 決算書（直近3カ年分）
- (18) その他参考となる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする場合の条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、設置した工場等において事業を開始する時点で企業等が雇用している従業員の数を、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の終了後3年間維持しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 焼津市産業立地促進事業計画変更承認申請書（第8号様式）
- (2) 工場等の設置に係る変更事業計画書（第3号様式）
- (3) 変更収支予算書（第4号様式）

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第9号様式）
- (2) 工場等の設置に係る事業実績書（第3号様式）
- (3) 収支決算書（第4号様式）

- (4) 用地の取得等に係る土地登記事項証明書の写し
- (5) 建物及び設備等の代金の支払いが確認できる書類の写し（領収書、振込依頼書等）
- (6) その他参考となる書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に提出期限を定めた場合にあつては、補助事業者は当該別に定める日までに前項各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して、補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第10号様式）により市長に請求しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年5月29日告示第115号）

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月21日告示第58号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月22日告示第262号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市産業立地推進事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後に用地の取得、賃貸借等及びそれに伴う新規雇用（以下「用地の取得等」という。）を行った民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）について適用し、同日前に用地の取得等を行った企業等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市産業立地推進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に業務を開始する民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）について適用し、同日前に業務を開始した企業等については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第95号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市産業立地推進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に業務を開始する民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）について適用し、同日前に業務を開始した企業等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市産業立地推進事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に業務を開始する民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下これらを「企業等」という。）について適用し、同日前に業務を開始した企業等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

種類	設備
物資の仕分け及び搬送の自動化等さばきの合理化を図るための設備	1 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。） 2 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。） 3 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。） 4 垂直型連続運搬装置（2以上の階に貨物を運搬するものに限る。） 5 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。） 6 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。） 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）
物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム	データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2（第2条関係）

業種	対象施設
食料品製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
清涼飲料製造業	
酒類製造業	
茶・コーヒー製造業	
医薬品製造業	
医療用機械器具・医療用品製造業	
X線装置製造業	
医療用電子応用装置製造業	
医療用計測機器製造業	
化学繊維製造業	
炭素繊維製造業	
化学工業（化学肥料製造業、塩製造業及び医薬品製造業を除く。）	
プラスチック製品製造業	
ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴム製品製造業を除く。）	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
汎用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業及び武器製造業を除く。）	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	
電気機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。）	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。）	
その他の製造業	
耕種農業	

備考

この表において「主として」とは、当該工場で複数の製品を生産している場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

- 1 当該製品の生産量又は生産金額が、当該工場で生産される製品全体の生産量又は生産金額の50%を超える割合を占めていること。
- 2 当該製品に係る生産施設の床面積が当該工場における生産施設の延床面積の50%を超える割合を占めていること。

別表第3（第4条関係）

企業等の種類	従業員数	用地	工場等の業種	補助率		
				用地費割	従業員数割	限度額
市内に工場等を新築した企業等（既に市内において1以上工場等を有しているものを含む。）、市内にある工場等を増築した企業等又は市内にある工場等を市内に移転した企業等	増加	ふじのくにフロンティア推進区域内の用地	工場等（成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。）及び研究所	用地の取得に要した経費に5分の2を乗じて得た額	新築、増築又は移転に伴い、新規雇用した従業員数に50万円を乗じて得た額	4億円
			成長分野業種以外の業種に係る工場等（研究所を除く）	用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額		3億円
		ふじのくにフロンティア推進区域外の用地	工場等（成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。）及び研究所	用地の取得に要した経費に10分の3を乗じて得た額		3億円
			成長分野業種以外の業種に係る工場等（研究所を除く）	用地の取得に要した経費に5分の1を乗じて得た額		2億円
市内に工場等を新築した企業等（市内において1以上工場等を有していなかったものに限る。）	変動無し	ふじのくにフロンティア推進区域内の用地	工場等（成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。）及び研究所	用地の取得に要した経費に5分の1を乗じて得た額		2億円
			成長分野業種以外の業種に係る工場等（研究所を除く）	用地の取得に要した経費に100分の15を乗じて得た額		1億5千万円
		ふじのくにフロンティア推進区域外の用地	工場等（成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。）及び研究所	用地の取得に要した経費に100分の15を乗じて得た額		1億5千万円

		の用地	る。)及び研究所			
			成長分野業種以外の業種に係る工場等(研究所を除く)	用地の取得に要した経費に10分の1を乗じて得た額		1億円

備考

- 1 従業員数の計算は、第2条第4号オの計算の例によるものとする。
- 2 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第4 (第4条関係)

企業等の種類	従業員数	用地	工場等の業種	補助率		
				用地費割	従業員数割	限度額
市内に工場等を新築した企業等(既に市内において1以上工場等を有しているものを含む)、市内にある工場等を増築した企業等又は市内にある工場等を市内に移転した企業等	増加	ふじのくにフロンティア推進区域内の用地	工場等(成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。)及び研究所	用地の取得に要した経費に5分の1を乗じて得た額	新築、増築又は移転に伴い、新規雇用した従業員数に25万円を乗じて得た額	2億円
			成長分野業種以外の業種に係る工場等(研究所を除く)	用地の取得に要した経費に100分の15を乗じて得た額		1億5千万円
		ふじのくにフロンティア推進区域外の用地	工場等(成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。)及び研究所	用地の取得に要した経費に100分の15を乗じて得た額		1億5千万円
市内に工場等を新築した企業等(市内において1以上工場等を有していなかったものに限る。)	変動無し	ふじのくにフロンティア推進区域内の用地	工場等(成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。)及び研究所	用地の取得に要した経費に5分の1を乗じて得た額	/	2億円
			成長分野業種以外の業種に係る工場等(研究所を除く)	用地の取得に要した経費に100分の15を乗じて得た額		1億5千万円

		ふじのくにフロントティア推進区域外の用地	工場等（成長分野業種の別表第2の右欄に掲げる対象施設に限る。）及び研究所	用地の取得に要した経費に100分の15を乗じて得た額		1億5千万円
			成長分野業種以外の業種に係る工場等（研究所を除く）	用地の取得に要した経費に10分の1を乗じて得た額		1億円

備考

- 1 従業員数の計算は、第2条第4号オの計算の例によるものとする。
- 2 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。